

# 条 例 見 直 し 調 書

|                       |                                 | 作成年度  | 平成 21 年度  |
|-----------------------|---------------------------------|---|---|
| 条 例 名                 | 港湾の設置及び管理等に関する条例                |   |   |
| 条 例 番 号               | 昭和 39 年神奈川県条例第 93 号             | 法 規 集   | 第 11 編第 5 章   |
| 所 管 部 局 室 課           | 県土整備部砂防海岸課                      |   |   |
| 条 例 の 概 要             | 県が設置する港湾の設置及び管理等に関し必要な事項を定めている。 |   |   |
| 検<br>討                | 視 点                             | 検 討 内 容   | 備 考   |
|                       | 必要性<br>(現在でも必要な条例か。)            | 港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るため、県は港湾管理者として港湾施設を設置する必要がある。<br>本条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、港湾法に規定する地方港湾である湘南港、葉山港、大磯港及び真鶴港の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。 |   |
|                       | 有効性<br>(現行の内容で課題が解決できるか。)       | 湘南港、葉山港、大磯港及び真鶴港は、ヨット競技の拠点として、大規模地震発生時の緊急物資受入港として、県外から移入されるコンクリート用骨材の陸揚げ施設として、また、まちづくりの拠点としての役割をもつ施設として有効に機能している。                               | <b>【港湾使用料収入】</b><br>20年度 185,662,342円<br>19年度 197,317,686円<br>18年度 186,174,646円<br>17年度 176,073,644円  |
|                       | 効率性<br>(現行の内容で効率的といえるか。)        | 施設及び設備の維持管理並びに広く県民に開かれた港湾の振興等に相当の知識と経験を有するなど一定の基準を満たす者に、一定期間、施設の管理等を行わせる指定管理者制度を導入しており、効率的な運営が行われている。   | 平成21年度から平成26年度まで、湘南港は株式会社湘南なぎさパーク、大磯港は大磯町、真鶴港は真鶴町が指定管理者として管理運営を行う。<br>葉山港は、平成22年度から指定管理者による管理運営が行われる。 |
|                       | 基本方針適合性<br>(県政の基本的な方針に適合しているか。) | 港湾施設の適正な維持管理による施設の保全に向けて、「神奈川力構想」に基づき運営しているほか、指定管理者制度の導入は「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用方針」の考え方に合致したものである。  |   |
|                       | 適法性<br>(憲法、法令に抵触しないか。)          | 地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。  |   |
|                       | その他                             |   |   |
| 見<br>直<br>し<br>結<br>果 | 改正・廃止の必要はない。<br>改正・廃止を検討する。     | 理 由   | 特 記 事 項   |
|                       |                                 | 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止の必要はない。   | 別表に定める占用料等の額については、地価の変動等を踏まえて、適宜見直しを検討する。   |
| 次回見直し予定               | 平成 26 年度                        | 見直し規定の有無  | 有 ・ 無   |